

時事新報

明治十八年十一月六日 (金曜日)
 乙酉九月二十日
 日中前六時二十八分
 日中後五時五十分
 月出前四時四十分
 月出後五時五十分
 (西曆一千八百八十五年)

一、飲食衛生
 二、政治新聞
 三、地方新聞
 四、海外新聞
 五、文藝新聞
 六、體育新聞
 七、科學新聞
 八、社會新聞
 九、法律新聞
 十、軍事新聞
 十一、外交新聞
 十二、財政新聞
 十三、教育新聞
 十四、宗教新聞
 十五、其他新聞

時事新報

一、飲食衛生
 二、政治新聞
 三、地方新聞
 四、海外新聞
 五、文藝新聞
 六、體育新聞
 七、科學新聞
 八、社會新聞
 九、法律新聞
 十、軍事新聞
 十一、外交新聞
 十二、財政新聞
 十三、教育新聞
 十四、宗教新聞
 十五、其他新聞

らしきこと非ず且つ物は類を以て集まるものにして杯
 盞小く献酬盛なれば勢酌女の來るを促し酌女來れば
 更に歌妓を徵集する等ます。醉興に乗るが故に日
 本料理の飲食店は皆不健康の巢窟たるのミならず往
 々不品行の媒介と爲すと云ふ可くならず要するは
 右の飲食法は野蠻時代の遺風たるを免かれれば目下
 文明の風俗流行の折衝飲食の品質作法等も遂に西洋
 流を改むると甚だ肝要ならんと信するなり

○朝鮮在留英領事 ウェーバー氏 同領事館アス
 トン氏 同領事館アストン氏 同領事館アストン氏
 同日 同領事館アストン氏 同領事館アストン氏
 同日 同領事館アストン氏 同領事館アストン氏

○朝鮮在留英領事 ウェーバー氏 同領事館アス
 トン氏 同領事館アストン氏 同領事館アストン氏
 同日 同領事館アストン氏 同領事館アストン氏
 同日 同領事館アストン氏 同領事館アストン氏

○朝鮮在留英領事 ウェーバー氏 同領事館アス
 トン氏 同領事館アストン氏 同領事館アストン氏
 同日 同領事館アストン氏 同領事館アストン氏
 同日 同領事館アストン氏 同領事館アストン氏